

# 農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和2年3月

鹿児島県

## 鹿児島県農村地域への産業の導入に関する基本計画目次

|    |  |    |
|----|--|----|
| 第1 | 前文   | 1  |
| 1  | 趣旨   |    |
| 2  | 本県の現状  |    |
| 3  | 農村地域への産業導入の現状と基本的対応の方向                                       |    |
| 第2 | 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標                                   | 3  |
| 1  | 導入業種   |    |
| 2  | 選定理由   |    |
| 3  | 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方  |    |
| 4  | 配慮事項   |    |
| 第3 | 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業目標                                     | 6  |
| 第4 | 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標                           | 7  |
| 第5 | 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針                         | 8  |
| 第6 | 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項                                | 10 |
| 1  | 施設の整備等   |    |
| 2  | 定住等及び地域間交流の条件の整備   |    |
| 第7 | 労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項                   | 12 |
| 1  | 雇用情報の収集及び提供  |    |
| 2  | 職業紹介等の充実   |    |
| 3  | 職業能力開発等の推進   |    |
| 第8 | 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項 | 13 |
| 1  | 担い手の確保・育成  |    |
| 2  | 農業生産基盤及び農業施設の整備  |    |
| 第9 | その他必要な事項   | 13 |
| 1  | 環境の保全等   |    |
| 2  | 農村地域の活力維持増進への配慮  |    |
| 3  | 過疎地域等への配慮  |    |
| 4  | 農業団体等の参画   |    |
| 5  | 関係部局間の十分な連携等   |    |
| 6  | 企業への情報提供等  |    |
| 7  | 遊休地解消に向けた取組  |    |
| 8  | 企業撤退時のルール  |    |
| 9  | 実施計画のフォローアップ体制の確保  |    |
| 10 | その他  |    |

# 第1 前文

## 1 趣旨

本県の農業は、食品関連産業や観光産業の基盤として本県経済を支える基幹産業である。

今後、持続的に発展させていくためには、担い手の減少・高齢化の進行、労働力不足などの課題解決はもとより、農村の活性化を図り、我が国の食料供給基地としての役割を果たすことが重要である。

そこで、県では、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）第4条に規定する「基本計画」を変更し、新たな価値を生み出す農業関連産業や農村地域に賦存する資源を活用した地域内発型産業の導入等を通じて、安定した雇用機会の確保と所得の向上等を図り、農村地域の活性化を目指すこととする。

なお、基本計画の目標年度は令和3年度とする。

## 2 本県の現状

### (1) 農業・農村

本県の農業は、南北600キロメートルに広がる県土において、温暖な気候や広大な畑地、地域の特性などを生かし、畜産、園芸を中心に多彩な生産活動が展開されている。

しかしながら、担い手の減少・高齢化の進行、労働力不足等により、農業生産活動の低下、農用地の荒廃、地域コミュニティの崩壊など様々な課題に直面しているほか、経済のグローバル化や農産物貿易の自由化の進展等により、安価な輸入農産物等との競合など、厳しい環境にある。

このような中、近年の「田園回帰」の潮流の高まり、農家民泊や体験型教育旅行による都市住民との交流促進を図るグリーンツーリズムの拡大など、農村地域が抱える課題の克服に向けた新たな兆しが見られる。

また、国際化の進展は、和牛日本一の鹿児島黒牛や、かごしま黒豚などの素晴らしい農産物に恵まれた本県にとって、大きなチャンスでもある。

このような情勢を踏まえ、今後とも本県農業・農村を持続的に発展・活性化させていくためには、担い手の確保・育成、超省力・高品質生産を実現するスマート農業の推進、ブランド力・付加価値を高める取組の推進、輸出拡大に向けた取組の推進などのほか、農村地域における交流人口や定住対策にも積極的に取り組み、農業者の所得が向上し、併せて農村も活性化するといった好循環を生み出すことが重要である。

### (2) 産業の現状

本県の第1次産業は、総生産額に占める割合が全国平均約1パーセント（平成27年）に対し、約5パーセント（平成27年度）であり、全国有数の第1次産業県

である。

第2次産業は、総生産額に占める割合が全国平均約26パーセント（平成27年）に対し20パーセント（平成27年度）と相対的に低位にある。このうち、食料品関連産業は、県の製造品出荷額の約55パーセント（平成26年）を占める重要な産業である。また、昭和40年代以降、エレクトロニクス、メカトロニクス関連の先端技術産業の立地が見られるほか、地元企業の技術高度化等により、電気、機械、窯業等を中心とした付加価値生産性の高い産業のウェイトも増大している。

第3次産業は、本県総生産額の約75パーセントを占め、中でも、多彩で優れた素材を生かした観光業は本県の主要産業の一つである。

一方で就業者構成の動向については、第3次産業の割合は増加傾向にあるものの、第1次、第2次産業の割合は減少傾向にある。特に農業を含む第1次産業の就業者数は、14万人超（平成2年）から7万人程度（平成27年）に半減している状況である。

### (3) 雇用の現状

本県においては、全国より先行して少子・高齢化が進行していることから、労働力人口の中長期的な減少が見込まれており、多くの企業で人手不足感が着実に高まっている。また、高校、大学の新規学卒者の約半数が県外に就職している状況にあるなど、本県経済の持続的発展のためには、人材の確保・定着、生産性の向上等が喫緊の課題となっている。特に農村地域においては、人口減少と高齢化の進行に加えて、産業の集積が少なく、雇用機会が不足している。

このようなことから、農村地域の経済・社会を支える役割を担う人材の確保・定着等を図るため、若年層の定住促進やU I Jターン対策、女性・高齢者・障害者の就業促進、農福連携の推進等、地域の特性を生かした農村地域における安定的な就業機会の増大を図るための施策をよりいっそう推進していくことが強く望まれている。

## 3 農村地域への産業導入の現状と基本的対応の方向

本県では、平成29年3月末時点で18市町において実施計画が策定され、45団地が造られている。その結果、約1万人の雇用が生まれるなど、地域経済社会の発展に寄与してきた。

しかし、農村地域では依然として安定した就業機会が不足し、人口減少が続いていることから、活力低下や地域コミュニティの維持等が懸念されるため、農業を魅力ある産業にするとともに、農業以外の選択肢を用意することで、農村地域における就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

今後、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業の導入や、良質な農林水産物等本県の強みを生かした食品関連産業や観光関連産業など地域に賦存する多様な資源を活用した地域内発型産業の創出を促進し、農業と導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展を目指す。

なお、産業導入に当たっては、担い手への農地の集積・集約化等の農業の構造改

善を図るほか、環境への負荷低減や農村地域の景観保全などにも留意し、安定的な就業機会を有する活力と潤いのある農村社会の実現に努める。

## 第2 導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標

### 1 導入業種

導入産業の業種については、当該産業の立地により、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の安定した就業機会が確保され、また、土地利用調整により担い手への農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。このため、雇用の実現見通し等地域の実情を踏まえ、公害のおそれのない業種、あるいは適切な公害防止対策を実施する企業の誘致を図るなど、環境の保全に配慮し、雇用創出効果が高く成長性と安定性のある産業を中心として導入する。

また、農村全体の雇用の確保と所得の向上を図る上で、農村地域の就業の場として、農家レストランや農泊等の農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入は極めて重要であることから、特に積極的な導入に配慮するものとする。

具体的に導入すべき業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類のうち、以下の31業種とする。

| 大分類           | 中分類                    |
|---------------|------------------------|
| E 製造業         | 09 食料品製造業※             |
|               | 10 飲料・たばこ・飼料製造業※       |
|               | 11 繊維工業※               |
|               | 12 木材・木製品製造業（家具を除く）※   |
|               | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業※      |
|               | 15 印刷・同関連業※            |
|               | 16 化学工業※               |
|               | 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）※ |
|               | 21 窯業・土石製品製造業※         |
|               | 22 鉄鋼業※                |
|               | 23 非鉄金属製造業※            |
|               | 24 金属製品製造業※            |
|               | 25 はん用機械器具製造業※         |
|               | 26 生産用機械器具製造業※         |
|               | 27 業務用機械器具製造業※         |
|               | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業※  |
| 29 電気機械器具製造業※ |                        |

|                   |    |                          |
|-------------------|----|--------------------------|
|                   | 30 | 情報通信機械器具製造業※             |
|                   | 31 | 輸送用機械器具製造業※              |
|                   | 32 | その他の製造業※                 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業   | 33 | 電気業（地域資源バイオマスを活用したものに限る） |
| G 情報通信業           | 39 | 情報サービス業                  |
| H 運輸業，郵便業         | 44 | 道路貨物運送業※                 |
|                   | 47 | 倉庫業※                     |
|                   | 48 | 運輸に附帯するサービス業※            |
| I 卸売業，小売業         | 52 | 飲食料品卸売業※                 |
|                   | 55 | その他の卸売業※                 |
|                   | 58 | 飲食料品小売業                  |
| L 学術研究，専門・技術サービス業 | 71 | 学術・開発研究機関                |
| M 宿泊業，飲食サービス業     | 75 | 宿泊業                      |
|                   | 76 | 飲食店                      |

※は導入済業種

## 2 選定理由

業種選定に当たっての考え方及び導入業種の選定理由は、以下のとおりである。

### (1) 安定した就業機会の確保が図られること

導入する全ての業種は、原則として常用雇用者が常駐する業種を選定するものとし、雇用創出効果に比して広大な施設を必要とする業種や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で極力選定しない。

### (2) 雇用構造の高度化に資すること

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分に資するものを優先する。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資する業種を優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家及び高齢農家等が容易に就業し、継続できる業種を積極的に選定する。

### (3) 公害の防止，自然環境の保全，生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られること

導入する全ての業種は、環境基本法や鹿児島県環境基本条例等環境関係諸法令に基づく各種基準に適合することのほか、周辺地域の他の産業や住民の生活環境への影響が懸念されないよう、市町村の都市計画等の方針に適合するものとする。やむを得ず広域的で大規模な施設を導入する場合には、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流通形態等に重大な影響を及ぼすおそれのない業種を選定する。

### (4) 上記(1)から(3)に加え、市町村へのヒアリングにより把握した立地ニーズや事

業実現の見通しを踏まえ、1の表に記載の業種を以下の理由により選定する。

ア 食品製造業をはじめとする20業種の製造業については、既に実施計画に記載され立地済みである。これらの業種は、雇用創出効果も高く、これまでも農業従事者の安定した就業に貢献するとともに、加工食品の開発や農業機械器具等の製造に寄与していることから、選定する。

イ 道路貨物運送業をはじめとする3業種の運輸業及び飲食料品卸売業、その他の卸売業についても、既に実施計画に記載され、立地済みである。これらの業種についても、これまで農業従事者の安定した就業に貢献するとともに、農産物や加工食品、資材等の円滑な流通に寄与していることから、選定する。

ウ 電気業（地域資源バイオマスを活用したものに限る。）については、就業機会の確保が図られるとともに、環境への負荷が少なく、地域資源の活用による農村地域の活性化が期待されることから、新たに選定する。

エ 飲食料品小売業、宿泊業及び飲食店については、就業機会の確保や農畜産物の需要の拡大、地域資源を活用した食品加工に取り組む農業従事者や既に参入している食品製造業との連携が高いと見込まれる産業であり、農業の6次産業化につながることを期待されることから、新たに選定する。

オ 学術・開発研究機関及び情報サービス業については、就業機会の確保が図られるとともに、農畜産物加工商品の開発による需要拡大、ICT等を活用した新しい技術の導入による農業の生産性向上につながることを期待されることから、新たに選定する。

### 3 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画の対象となり、産業導入地区（法第5条第2項第1号における産業を導入すべき地区の区域）の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、県内全域（平成16年11月1日付け合併前の鹿児島市の区域を除く。）とする。

これらの地域において、地域の農業従事者の安定した就業機会を確保し、産業の立地に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に農地の集積・集約化を図る。

(1) 区域の設定に当たっては、過去に造成された工業団地等活用されていない土地が存在する場合、その活用を優先する。また、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等各種の土地利用計画について、県の国土利用計画及び土地利用基本計画担当部局、都市計画担当部局並びに農業振興地域制度担当部局等との調整を行うこととし、産業導入地区の区域は、地番単位で設定する。

なお、地域環境保全の観点から、自然環境保全地域、自然公園、保安林、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の生息地及び自生地、特異な地質又は地形を有する地域等良好な自然環境を形成している地域、文化財及び埋蔵文化財包蔵地、並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を避ける。

また、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の取組を阻害しないよう設定する。

加えて、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、又は立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて産業導入地区の区域を設定する。

- (2) これらの調整を行った上で、産業の立地が当該地域の実施計画に定めた産業導入地区において行われるよう誘導する。市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め、活用されていない土地について把握するとともに、把握した情報を事業者適切に開示するよう努める。

#### 4 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、誘致企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスなどのエネルギー開発利用、地域住民・企業自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善に努める。さらに、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、誘致企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和に努め、緑地等の施設を地域へ開放するなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業誘致に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性の取れたものとなるよう努める。

また、障害者及び高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業目標

- (1) 農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の確保・育成に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者や地域住民等からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

- (2) この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、障害者雇用、



労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者等の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する女性・中高年齢者・障害者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定な就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I Jターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

- (3) 労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進、労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備及び田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

#### **第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標**

- (1) 農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成30年11月最終改訂）で示された政策の方向及びかごしま食と農の県民条例に基づく基本方針に即し、農業構造の改善を図るよう努める。
- (2) 農村地域への産業の導入により、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化にも対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。  
また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完し合い、農産物の高付加価値化等による農業の振興を図ることにも配慮する。
- (3) 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想や、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく「人・農地プラン」の内容に留意し、農地の集積・集約化を進める。  
また、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業構造の改善を阻害することのないよう、農地中間管理機構、土地改良区及び農業委員会ネットワーク機構などの関係機関との調整を行う。
- (4) 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的

に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の実現に努める。

## 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

### 1 施設用地と農用地等との利用の調整方針

産業導入地区の設定は、第2の3「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」によるものとし、市町村は、やむを得ず農用地を産業導入地区に含める場合、以下の調整を行う。

#### (1) 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が存在する場合には、その地域内の土地を優先的に産業導入地区として設定することとし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農用地利用計画において設定される農用地区域外での開発を優先する。

ただし、土地の地形及び広がり等から農用地区域外に産業導入地区を設定することが困難であるため、農用地区域内に産業導入地区を設定せざるを得ないと考えられる特別な事情がある場合にあっては、農業振興地域制度及び農地転用制度の担当部局と調整の上、産業導入地区を設定し、農用地利用計画を変更することもやむを得ない。

#### (2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる事態が起きないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、以下のような支障が生じないようにする。

ア 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在することになり、高性能農業機械を使用した作業や効果的な病虫害防除等に支障が生じる。

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じる。

#### (3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積は、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積とする。

#### (4) 土地改良事業の取組に支障を及ぼさないこと

ア 次の場合にあっては、産業導入地区の区域に含めない。

- (ア) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定されている事業（以下「土地改良事業」という。）のうち、面的整備（区画整理，農用地の造成，埋立て又は干拓）を実施した農用地であって，当該事業の工事完了公告における工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない場合
- (イ) 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）を実施した農用地であって，農地中間管理権の存続期間中である場合
- (ウ) 農地中間管理機構関連事業を行うことが公にされている農用地である場合
- (エ) 農地中間管理機構関連事業を実施し農地中間管理権の存続期間が満了した農用地であっても，上記(1)から(3)までの考え方にに基づき，適当でないと考えられる場合

イ 次の区域内にあつては，農用地以外での開発を優先する。

- (ア) 土地改良事業を行うことが公にされている区域内
- (イ) 土地改良事業（面的整備を除く。）を実施した農用地であって，当該事業の工事完了公告における工事完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していない区域内

なお，土地の地形及び広がり等から上記区域の農用地内に産業導入地区を設定せざるを得ないと考えられる特別な事情がある場合にあつては，関係土地改良区，県の土地改良事業担当部局等と十分調整を行う。

(5) 農地中間管理事業の取組に支障を及ぼさないこと

ア 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（以下，「重点実施区域」という。）内にあつては，農用地以外での開発を優先する。

イ 重点実施区域が市町村において広範に設定されている場合など，当該区域外に適当な施設用地がなく，当該区域内農用地での産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない場合，産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について，県の農地中間管理事業担当部局等と十分調整を行う。

(6) その他

産業導入地区の縮小又は取消しに係る土地が，形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは，優良農用地の確保の観点から農用地区域に編入する。

2 関係部局との調整方針

- ・ 市町村は，上記1の調整にあつては，市町村及び市町村農業委員会において

十分に調整を行い、実施計画（案）の作成段階で県農政部農村振興課と事前協議を行う。

- ・ 市町村は、産業の導入にあたり、県の都市計画、環境部局と施設用地案を共有し、事前手続き等について確認の上、調整結果を実施計画に反映する。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが肝要である。

そのため、これらの実施に当たっては、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り、適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく国の施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

さらに、市町村単位で整備することが困難な施設については、県及び関係市町村との連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

### 1 施設の整備等

#### (1) 産業基盤の整備

##### ア 産業の立地に必要な用地

地域社会との調和や周辺の自然環境に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう導入産業の特性及びニーズを十分把握の上、適切な用地、道路等の立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進する。

また、産業の立地に必要な用地の取得、造成に際しては、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、産業用地の需給状況、周囲の企業の立地状況など導入の可能性を十分勘案する。

##### イ 道路等の整備

産業の導入の土台となる交通基盤については、鹿児島空港の機能向上に努めるとともに、各離島の空港及び鹿児島港、志布志港、川内港などの物流拠点港湾等の整備や機能の向上等を図る。また、九州縦貫自動車道をはじめ、東九州自動車道、南九州西回り自動車道及び産業導入地区と県内交通拠点を結ぶ主要

幹線道路等の整備に努める。

さらに、国内各地と本県、県本土と離島及び離島間を結ぶ航路・航空路の維持・充実を図る。

#### ウ その他

(ア) 産業導入地区へ導入しようとする業種に対応して、用水（水質を含む。）及び地耐力の調査を計画的に実施し、その実態の把握に努める。

また、産業導入地区の設定、企業の誘致に対応して、必要な電力設備等の整備をすみやかに行うことができるよう関係機関との調整を図る。

(イ) 工場の排水及びばい煙については、工場用地等の造成着工の段階において関係法令等で定められた基準に合致するよう事前調整を行う。

特に、その流末処理については、農業用排水路との共用、工場専用排水路の新設等を十分検討するなど、公害防止について十分な対策を講ずる。

(ウ) 産業導入地区の設定に当たっては、できる限り厚生施設用地の確保を図るとともに、グリーンベルトの配置、工業団地周囲の植樹等緑化対策について十分配慮し、快適な地域環境の形成に努める。

なお、企業に対しても、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく敷地内の緑化、環境保全施設の整備に関し、積極的に取り組むよう指導する。

(エ) 本県の地理的条件による中央との情報格差を解消し、先端技術産業の導入展開や地域産業の技術高度化を図るため、光ファイバー等の超高速ブロードバンド、第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信基盤について、国、市町村及び事業者と連携しながら整備を促進する。

## (2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

### ア 技術者の確保・育成

産・学・官連携のもと、研修の実施等を通じて技術者の確保・育成に努める。また、職業能力開発短期大学校等を活用して、中堅技術者や高度技術者等に対する研修を実施し、人材の養成、確保のための施策を総合的に推進する。

### イ 研究開発・技術開発の推進

鹿児島大学等の学術研究機関や県工業技術センター、県農業開発総合センター、県大隅加工技術研究センター等の公的研究機関における研究開発や技術指導体制の強化を図り、産・学・官の連携による地域産業の高度化・高付加価値化や新産業の創出を図る。

### ウ 関係企業との交流・連携

関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたり関連企業との交流・連携等が促進されるよう努める。

## 2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、本県の恵まれた自然環境、地域資源を生かしながら、道路や住宅、医療施設等の生活関連施設の整備を促進し、魅力ある空間として都市環境との調和のとれた農村づくりを総合的に推進し、定住等及び地域間交

流の条件の整備を計画的に進める。

なお、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

また、地域社会のニーズを把握して生産基盤と生活基盤の一体的整備、地域の産業や文化の振興に努める。

## **第7 労働力需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項**

農村地域への産業の導入に伴う雇用機会の拡大に対応し、既存企業と誘致企業の双方に配慮しつつ労働力需給の調整を図るとともに、導入産業に農業からの転職者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

### **1 雇用情報の収集及び提供**

地域の労働市場の動向、誘致企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等に提供することで、地域の就業希望者が誘致企業に円滑に就業できるよう努める。

### **2 職業紹介等の充実**

(1) 職業安定機関等との連携などにより、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し、誘致企業への指導・援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度及び特定求職者雇用開発助成金等の積極的な活用に努める。

(2) 労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業の助成等による雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

(3) 労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者・障害者の雇用・就業機会の確保を図る。

(4) 女性の職業能力発揮のための仕事と子育ての両立ができるような条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

### **3 職業能力開発等の推進**

導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって、既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や誘致企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実に努める。

また、国内産業の高付加価値化や、新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練及び自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導・援助に努める。

## **第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項**

産業導入地区周辺の農村地域において第4の農業構造の改善に関する目標を達成するため、次の施策を積極的に推進する。

### **1 担い手の確保・育成**

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、市町村における「人・農地プラン」の策定を通じて、地域の話合いによる合意形成を促しつつ、地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理事業の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進める。

また、農地流動化の推進に当たっては、誘致された企業からの雇用期間が長く安定的な就業機会が確保されている者などからの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

### **2 農業生産基盤及び農業施設の整備**

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農地や農業用水など農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理事業との更なる連携強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進する。

また、マーケットのニーズに的確に応えられる競争力のある産地や地域特性を生かした特色ある産地形成を図るため、近代的な農業生産体制を可能とする栽培管理施設や高性能農業機械の導入など、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を計画的に推進する。

## **第9 その他必要な事項**

## 1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法、鹿児島県環境基本条例等環境関係諸法令、鹿児島県環境基本計画、生物多様性鹿児島県戦略等の県の環境保全に関する計画等に基づき、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然環境の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り低減するよう努める。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るとともに、交通に起因する障害の防止に配慮する。

さらに、必要に応じて企業と公害防止協定を締結し、企業責任を明確にして、県、市町村における公害の防止のための監視、測定等の体制を強化する。具体的な産業の導入前後においても、必要に応じて環境を監視し、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行う。

## 2 農村地域の活力維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

## 3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等では、産業の導入による雇用機会の確保が強く望まれており、人口流出の抑止や地域振興に果たす役割も大きいことから、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう努める。

## 4 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入に当たっては、実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、誘致後も企業が円滑に定着できるよう、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

## 5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ立地した企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、地元企業、誘致企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、市町村における本制度の運用に当たっては、商工労働関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努



める。

## 6 企業への情報提供等

農村地域への産業の導入を円滑に推進するため、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についても、その定着化を図るために必要な指導その他の支援を行う。

これらを効果的に行い、農村地域への産業の導入を円滑に推進するため、農林水産省及び九州農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

## 7 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の確認を行い、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地等、活用されていない土地が存する場合には、その活用を優先する。

なお、市町村においては、このような土地について把握を行うとともに、情報を体系化し、ホームページ等で事業者適切に開示するよう努める。

## 8 企業撤退時のルール

撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、企業から市町村へ可能なかぎり早期に報告することや撤退した場合の措置（施設の撤去、費用負担に関する事項、施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化）等のルールを、市町村と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。

なお、企業がやむを得ず撤退することとなった場合、市町村は跡地の有効活用方策について検討することとし、その結果を踏まえ、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

## 9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該地区に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県と共有するよう努める。

また、確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の

方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県と共有するよう努める。

なお、県及び市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

## 10 その他

新たな実施計画の策定は、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等を総合的に勘案し、新たな産業の導入の必要性及び可能性があり、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等、産業の導入の基本となる諸条件が整う場合に行う。